

「Gifu-City Free Wi-Fi」アクセスポイント普及促進事業規約

平成27年10月1日施行

第1条（目的）

岐阜市内に無料Wi-Fiのアクセスポイント（以下「AP」という。）を普及させることにより、外国人をはじめとする観光客の誘致を推進し、交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的とする。

第2条（用語の定義）

- (1) 岐阜市内において、利用者に対し無料で提供され、次の各号を全て満たす公衆無線LANサービスを「Gifu-City Free Wi-Fi」という。
- ①SSIDは「Gifu-City Free Wi-Fi」とする。
 - ②携帯電話の加入者等に使用者が限定されないキャリアフリーで、誰でもインターネット接続が可能な機能を有する。
 - ③利用者が無料で公衆無線LANサービスの提供を受けられる。
 - ④利用者が使用端末で当該SSIDを選択後、インターネット接続完了までのいずれかの画面において、原則として以下の項目が表示（ただし、技術的制約等により表示が困難な場合を除く）できること。
 - ア 「Gifu-City Free Wi-Fi」のAPである旨
 - イ サービス提供事業者（以下「事業者」という。）の名称
 - ウ 提供するサービスの利用規約
 - ⑤事業者は「Gifu-City Free Wi-Fi」のAP設置に当たり、共通SSIDの設定など、利用者にとってより簡便に接続できる設定に努める。
- (2) 事業者とは、「Gifu-City Free Wi-Fi」を提供し、APの普及・管理を行う通信事業者をいう。
- (3) 設置者とは、「Gifu-City Free Wi-Fi」のAPを設置する店舗等をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設又はこれに類するものを除く。

第3条（参加申込みまたはAPの設置）

- (1) 本事業へ参加し、観光客の誘致を促進しようとする事業者又は設置者（以下「事業者等」という。）は、岐阜市へ「Gifu-City Free Wi-Fi」アクセスポイント普及促進事業参加申出書（様式1又は様式2）を提出することとする。

岐阜市は、提出された申出書について審査の上、適切であると認められる事業者等に「Gifu-City Free Wi-Fi」のAPロゴの提供を以ってアクセスポイント普及促進事業の参加を承諾することとする。

- (2) 事業者は、提供する公衆無線LANサービスの概要を提出すること。
- (3) 設置者は、以下の項目を別紙様式（様式3）もしくはそれに準じた様式にて岐阜市へ報告すること。
 - ア 設置箇所の住所
 - イ 設置箇所の名称
- (4) 設置者は、APを設置する際、岐阜市が提供するロゴ（別添1）を、「Gifu-City Free Wi-Fi」のAP設置場所に掲示すること。また、設置したAPを撤去する場合は、ロゴも撤去し、別紙様式（様式3）を岐阜市へ提出すること。
- (5) 事業者は適正に通信が行えるようAPの維持管理を行うこと。
- (6) 事業者等は、インターネット接続完了後に表示される画面を「公益財団法人岐阜観光コンベンション協会ホームページ」のトップページ（<http://www.gifucvb.or.jp/>）に設定し、観光情報の発信に努めること。

第4条（その他）

「Gifu-City Free Wi-Fi」普及促進事業におけるAPの設置は民設民営として、岐阜市は周知活動以外に費用を負担しない。